

令和元年度 新潟市交通安全対策会議 会議録									
開催日時	令和元年7月25日(木) 午前10時00分～午前11時50分								
場 所	新潟市役所 本館3階 対策室								
出席者	<table border="1"> <tr> <td>会長 (代理出席)</td> <td rowspan="6">別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり</td> </tr> <tr> <td>1～6号委員 (代理出席)</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> </tr> <tr> <td>特別委員</td> </tr> <tr> <td>幹事所属</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> </tr> </table>	会長 (代理出席)	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり	1～6号委員 (代理出席)	7号委員	特別委員	幹事所属	事務局	
会長 (代理出席)	別紙「新潟市交通安全対策会議出席者名簿」のとおり								
1～6号委員 (代理出席)									
7号委員									
特別委員									
幹事所属									
事務局									
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ(市民生活部長代読)</p> <p>3 会議内容</p> <p>□ 市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功 会議の出欠状況ですが、資料2の出席者名簿をご覧ください。 会長・委員・特別委員24名のうち、本日は3名の欠席で、21名の皆様からご出席 いただいております。</p> <p>本会議は「新潟市附属機関等に関する指針」の規定により公開となっており、会議 録作成の関係から会議内容を録音させていただきますことをご了承願います。</p> <p>また、本日报道の方もいらっしゃっております。取材がありますので撮影や録音な どさせていただきます場合がありますので、ご理解を願います。</p> <p>それでは会議に移ります。 本来であれば、会長である新潟市長が議長を務めるところですが、本日は他の用務 により欠席のため、慣例により市民生活部長が議長の代理を務めさせていただきます。</p> <p>□ 市民生活部 部長 上所 美樹子 議長代理を務めさせていただきます市民生活部長の上所と申します。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本会議にご出席を賜り誠にありが とうございます。また、日頃より当市交通安全施策にご理解、ご協力を賜っておりま すことをこの場を借りて御礼申し上げます。</p>								

今回の会議におきましては、議決事項はございません。

本日は、「資料4 平成30年度新潟市交通安全実施実績」及び「資料5 令和元年度新潟市交通安全実施計画」における関係所属の事業内容の報告と併せまして、交通安全にかかる各種活動について、皆様がお気づきになられた点がございましたら意見交換を行い、情報共有を図ることが目的です。

それでは、次第に従いまして「3 報告・意見交換」に進みます。

まず、報告・意見交換の進め方についてご説明いたします。

本日は次第にありますとおり、

「資料4 平成30年度新潟市交通安全実施実績について」

は事前に送付しておりましたので、時間の関係から書面での報告とさせていただきますと思います。

次に、本年度の実施計画の報告としまして、こちらにも事前に送付しておりましたが、

「資料5 令和元年度新潟市交通安全実施計画について」

一部の関係機関の皆様には、事前にご説明をお願いしておりましたので、順にご説明をいただき、その後、質疑応答及び意見交換に入ります。

また、交通安全活動をされている7号委員の皆様からは、日ごろの活動状況等を含め、交通安全に関するお考えをお聞かせ頂きながら、意見交換を進めて参りたいと考えております。

お手元の

「資料5 令和元年度新潟市交通安全実施計画」

をご覧ください。

この資料は、関係所属より事前に提出いただきました事業計画を事務局でこのような形に取りまとめたものでございます。

それでは、それぞれ所管されている事業の概要をご説明いただきたいと思います。

初めに「総論」について、新潟市市民生活課課長よりお願いします。

□ **市民生活課 課長 田中 貴子**

それでは、資料5「令和元年度新潟市交通安全実施計画」の総論について、主なものをご説明します。

1頁1番目の表「新潟市の交通事故発生状況」についてです。

平成30年中の新潟市内における交通事故は、前年に比べ発生件数、負傷者数は減少し、一方で死者数は倍増いたしました。

今年も目標達成に向けて、関係機関及びボランティアの皆様と連携を図り、交通死亡事故根絶のための対策を進めていきます。

次に、2番目の表「高齢者事故発生状況」をご覧ください。

高齢者が関与する事故の件数は、減少傾向にあります。全交通事故に占める「高齢者事故」の割合と「高齢加害事故」の割合は増加傾向で推移しております。

また、記載はありませんが、交通事故により亡くなられた方のうち、高齢者が占める割合は過半数を超える状況で推移しており、昨年は27人中、約74%にあたる20人が高齢者でした。この傾向は今後も続くことが懸念されます。

次に、最下段の表「自転車事故発生状況」をご覧ください。

交通事故全体が減少傾向にあるのと同様に、自転車事故も全体としては減少傾向にあります。

しかし、昨年には発生件数、負傷者数が前年を下回りましたが、死者数が6人となり、大幅に増加しました。

環境志向の高まりや健康増進の観点から自転車が見直され、利用者が増加しておりますが、これに比例して、自転車走行における交通ルールの遵守、マナー向上を求め、ご意見も多数寄せられています。

本市としましては、自転車走行空間の整備と併せ、交通安全活動に尽力されている民間ボランティア団体の皆様方と連携を図りながら、今後とも広報啓発活動を推進していきたいと考えております。

続いて、2頁の「2 重点施策」について説明いたします。

始めに (1) 「高齢者の交通事故防止」についてです。

先程も申し上げましたが、高齢者が関与する交通事故件数は減少しておりますが、高齢者以外の事故件数の減少に比較して減り方が少ないため、結果としては、全交通事故に占める高齢者事故の割合は、増加傾向にあります。

本市も高齢社会に直面し、引き続き、交通安全施設の整備と併せ、高齢者に的を絞った広報啓発を行うなど、ハード、ソフトの両面からあらゆる対策を充実させていただきます。

次に (2) 「歩行者及び自転車の安全確保」についてです。

記載はありませんが、昨年は、交通事故死者数に対する歩行者及び自転車の割合が約7割を超え、状態別では、亡くなられた27人のうち、歩行者が14人、自転車が6人という結果でした。

歩行中に亡くなられた14人のうち13人が高齢者であり、歩行者の安全確保と、(1)の高齢者の交通事故防止が密接に関係していることが分かります。

このため、道路交通環境の整備と併せ、家庭や職場、地域が一体となった啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

続きまして (3) 「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」についてです。

JAF と警察庁の共同調査によると、新潟県の平成30年のシートベルト着用率は、一

般道では、運転者が99.1%で全国15位、6歳未満のチャイルドシート使用率は63.3%で全国29位と、いずれも着用の徹底がされておられません。

今後さらに着用に対する意識を向上させるため、交通事故発生時の被害防止、軽減効果を広く周知し、正しい着用の徹底を図っていきます。

最後に(4)「飲酒運転の根絶」です。

飲酒運転は、重大事故を引き起こす要因となる悪質な犯罪です。

報道等でも大きく取り上げられておりますが、残念ながら飲酒運転は根絶に至っておりません。

本市においても例外ではなく、平成30年は22件の飲酒事故が発生しました。

飲酒運転の危険性、責任の重大性については、継続して周知を図り、家庭や職場、地域、飲食業界が一体となって、飲酒運転根絶に向けて努力を続けていきます。

総論について説明は以上です。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、具体的な施策について、3頁以降の「重点施策」及び「分野別の施策」について各機関から主な施策について、ご説明いただきたいと思います。

恐れ入りますが、「資料2の出席者名簿の計画説明欄」に「まる」がついている10機関の皆様から、名簿順に説明をお願いいたします。

ご説明される箇所のお示しして、ご説明をお願いします。

なお、ご質問等につきましては、関係機関からのご説明が全て終了した後、別途お時間をお取りします。

それでは、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所様からお願いいたします。

□ **国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所
管理第二課 交通対策係長 大勝 雄介**

資料の9頁をご覧ください。

新潟国道事務所では、国道7号、8号、49号、116号の管理及び改築事業を行っています。

交通安全事業として歩行者、自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため、交差点改良、区画線の整備を計画的に実施しています。

今年度事故対策ということで、交差点改良等5箇所、区画線整備49kmを予定しております。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、新潟県県民生活環境部様お願いいたします。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**
資料の3頁をご覧ください。

県民生活課では、本年度、「高齢運転者対策」として
・高齢者の運転特性を紹介する講演会の実施
を計画しております。

これにつきましては、高齢運転者やそのご家族に対し、高齢者の運転特性を研究するNPO法人「高齢者安全運転支援研究会」から講師を招き、高齢運転者ご本人やそのご家族に対し、運転能力の低下についての理解を深め、高齢運転者ご自身の能力に応じた対応を考えるためのきっかけづくりを行うというもので新発田市及び上越市で実施を予定しております。

なお、これにつきましては、昨年も新潟市と長岡市で実施し、講師の方からは高齢運転者の特性や運転卒業の判断、高齢運転者に対する対応等についてお話をいただいております。

次に21頁、22頁をご覧ください。

県では今後、「幼児交通安全教育指導者研修会」、「交通安全指導員研修会」を市町村や県警察等と連携しながら実施する予定であります。

次に、26頁をご覧ください。

交通遺児支援・激励事業であります。

県民生活課は、公益財団法人新潟県交通遺児基金の事務局を担っており、交通遺児等に対する激励事業等を行っております。

事業内容ですが、交通遺児等に対する見舞一時金の給付をはじめ、入学・卒業時のお祝い金や図書カードの贈呈等といった奨学手当等の給付、芸術鑑賞や旅行などの激励及び交流事業、機関誌の発行や県民交通安全フェアにおける感謝状の贈呈等の広報、感謝状贈呈事業等、交通遺児等の健やかな成長に寄与するための各種事業を行っております。

対象遺児等の数は平成5年の543人をピークに年々減少しておりますが、それでも本年4月1日現在で、73世帯106人も対象遺児等がおります。

基金の活動は、県民の皆様の寄付で成り立っておりますので、機会がありましたら、ぜひ、ご支援をお願いします。

次に、27頁をご覧ください。

交通事故相談所であります。

県では、県庁1階に「新潟県交通事故相談所」を設置しております。

当相談所は、相談員3名体制で、相談日時は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなっております。

相談件数ですが、平成26年度以降、毎年1,000件を越えており、本年度も第1四半期終了時点の6月末で、180件もの相談が寄せられているところであります。

相談の内容ですが、「保険会社との交渉」や「示談の仕方」、「どんな支払い請求ができるか」など多岐にわたっております。

県では、「新潟県交通事故相談所」が、県民の身近な相談窓口として広く利用していただけるよう努めてまいりますので、皆様方も機会がありましたら周知していただければ幸いです。

県民生活・環境部からは以上でございます。

市民生活部 部長 上所 美樹子

続きまして、新潟県警察本部交通部様お願いいたします。

新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 南雲 貴弘

警察といたしましては、交通事故防止のため、「交通指導取締り」、「交通規制」、「交通安全教育」の3本柱を中心とした取組を進めておりますが、この度の計画には、

- ・ 交通規制の観点から「交通環境の整備」
 - ・ 交通安全教育の観点から「交通安全意識の普及啓発」
- について掲載させていただいております。

1点目の道路交通環境の整備についてご説明します。6頁をご覧ください。

「(2) 自転車利用環境の創出」についてです。

こちらにつきましては、関係機関と連携を図りながら歩行者及び自転車の安全な通行を確保するものです。

つづきまして、10頁の中段をご覧ください。

「信号機の整備と維持管理」についてです。

信号機の整備につきましては、交通事故の防止や交通の円滑化などの観点から信号機の設置効果を検討のうえ、計画的な整備を進めるものでございます。

つづきまして、11頁上段をご覧ください。

「ゾーン30の推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出」についてでございます。

関係機関と連携を図りながら、住民の意見を踏まえてゾーン設定を行いまして、区域全域への最高速度30キロ規制を実施するものでございます。

そのほか、14、15頁をご覧ください。公共交通の利便性向上、住民等の意見を反映させた施設整備や交通規制の実施についてそれぞれ記載しております。

いずれも市民の皆様が安全に利用しやすいということを目指しまして、関係機関と連携して進めていきたいと考えています。

次に2点目の「交通安全意識の普及啓発」についてであります。16頁以降をご覧ください。あらゆる世代に対する交通安全教育という形で、幼児・児童・生徒・成人・高齢者等あらゆる世代に対する交通安全教育を実施してまいります。

実施に当たっては、対象者の年齢や地域における交通事故の発生状況等に応じて、シミュレーターを活用するなど、分かりやすく、理解を深める方法を工夫しながら、真に効果の上がるよう取組を進めてまいります。

以上です。

市民生活部 部長 上所 美樹子

続きまして、市民生活部市民生活課の所管事業についてお願いします。

市民生活課 課長 田中 貴子

市民生活部市民生活課の所管する事業について、主なものをご説明します。

始めに、3頁をご覧ください。一番上、高齢者の交通事故防止のうち、(2)「高齢運転者対策の推進」です。

「高齢者安全運転サポート事業」として、高齢運転者の加害事故防止を目的に、高齢者が長く安全に運転できるように、安全運転サポート車の試乗や運転能力の自己点

検ができる体験会などを実施して、高齢ドライバーの交通事故防止を図ります。

昨年度はモデル事業として市内3カ所で実施しましたが、本年は9月に秋葉区及び西区、10月に東区での実施を予定しています。さらに現在調整中の1カ所を加え、市内4カ所において体験会を実施します。

次に、4頁をご覧ください。加齢とともに運転に不安を覚えてきた高齢者に運転免許証を返納するきっかけとしていただけるよう、平成22年1月から「高齢者運転免許証返納サポート事業」を実施しています。

免許証返納時に「運転経歴証明書」を取得いただければ、この証明書の提示によって、区バスの半額乗車やタクシー事業者からのご協力によるタクシーの1割引乗車の支援が受けられます。

次に、6頁をご覧ください。第2章歩行者及び自転車の安全確保のうち、「3教育・啓発の推進」についてご説明します。

(1) 「効果的な交通安全教育の推進」については、交通安全の啓発事業を行っている各区役所交通安全主管課と市民生活課が中心となり、各年齢層に応じた「参加・体験・実践型の交通安全教育」の充実に努めます。また、児童・生徒などの自転車利用者への的を絞った直接指導を継続して実施する他、自転車安全利用五則、駐輪ルールなどの啓発チラシを各小・中学校へ配布しています。

(2) 「交通安全運動を通じた意識啓発」として、各季の交通安全運動等の実施にあたっては、街頭における広報啓発活動を推進していきます。

次に、7頁の「第3章シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」をご覧ください。

新潟県内のシートベルト着用率は一般道における着用率は全国平均を上回っていますが、高速道路における助手席着用率は全国43位と全国平均を大きく下回っています。また、チャイルドシート使用率は依然として全国平均を下回っています。

市報やホームページ等による広報をはじめ、交通安全教室や街頭における広報等あらゆる機会を捉えた広報に努め、着用の徹底を図ります。

チャイルドシートについては、安産教室での指導や乳幼児をお持ちの保護者が多く集まる、こども創造センターなどの施設を活用して、啓発チラシを配布するなど、さらに充実した対策を進めていきます。

次に、8頁の「第4章飲酒運転の根絶」をご覧ください。

本市においても、毎年のように飲酒運転に起因する交通事故が発生しており、飲酒運転の根絶に至らない状況です。

各季の交通安全運動や12月に実施する飲食店訪問等を通じて、飲酒運転は、ドライバーだけではなく、車両やお酒を提供した者、同乗者にも責任があることを注意喚

起し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりを呼びかけます。

次に、16 頁の「第 2 章交通安全思想の普及啓発」をご覧ください。

これについては年齢層別に 21 頁まで記載しており、実施にあたっては、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、「交通事故に遭わない、起こさない」という意識を、市民一人ひとりに普及させるよう努めます。

17 頁中ほどより下の「交通安全帽の交付」については、新潟県、日本赤十字社新潟県支部と共同して、小学校の新入学児童全員に交通安全の黄色い帽子を交付する事業です。

黄色い帽子を通して、児童には人命の尊さを、ドライバーには慎重な運転を意識していただくことで、交通事故防止を図るものです。従来は男女でデザインを分けていましたが、本年度よりデザインを統一しています。

次に 23 頁の「3 地域社会における交通安全意識の高揚」をご覧ください。

始めに (1) 「地域、家庭、学校等における交通安全教育の推進」ですが、交通安全活動の推進を目的とする記載の 3 団体に対して、活動支援の一環として補助金を交付するほか、各季交通安全運動の実施要綱や交通事故の統計資料等を定期的に送付し、主体的な活動を促進していきます。

続いて (2) 「効果的な広報の実施」についてです。

交通事故の発生を防止するために、市民一人ひとりに啓発効果を波及させ、交通安全意識の高揚を図ることが重要です。

各種広報媒体を活用した全市的な広報と併せ、地域FMや防災行政無線といった地域特有の広報媒体を活用した広報も展開します。

また、街頭における広報の実施にあたっては、地域住民や中高生といった交通安全ボランティアから積極的にご参加いただけるよう努めていきます。

引き続き、行政機関が中心となり、各種交通安全活動を推進していきます。

また、県民運動の一環として、昭和 53 年から毎月 10 日を「交通安全家庭の日」と定めていますが、家族同士のちょっとした声掛けの積み重ねが交通事故防止に繋がるものとして、今後とも「交通安全家庭の日」の周知に努め、各家庭における交通安全意識の醸成に努めたいと考えています。

次に、24 頁の「4 交通安全に関する普及啓発活動の推進」をご覧ください。

始めに (1) 「交通安全運動等の推進」です。

記載の各運動や月間を捉え、関係機関、団体と連携のうえ、街頭指導等の啓発活動を推進するほか、各種媒体を活用した集中的な広報を実施します。

続いて、(2) 「交通安全功労者に対する感謝状贈呈式の開催」です。

更なる交通安全運動の促進を図るため、地道な交通安全活動を続けてこられたボランティアの皆様や学校、事業所などの団体に対し、その実績をたたえ、苦勞をねぎらいます。

今年度は、10月16日(水)の開催を予定しています。

最後になりますが、26頁の「第5章交通事故被害者対策の推進」をご覧ください。始めに「1 交通事故被害者対策の充実・強化」です。

市民生活課では、新潟市交通対策協議会の事務局を運営しておりますが、新潟市交通対策協議会では、「交通遺児激励事業」を継続して実施しています。

交通事故被害者の家族同士の親睦を深めることを目的に、毎年実施している「ふれ愛のつどい」という研修旅行は、今年度も11月に関東方面へ1泊2日の日程で計画しております。

また、交通事故遺族が集まり、話し合いを通じて、問題の解決や克服を図る自助グループ活動の開催を支援します。今年度も2か月おきに計6回の開催を予定しています。

さらに、新潟県やにいがた被害者支援センター、自動車事故対策機構が実施する支援事業、被害者相互救済制度である交通災害共済の周知に努め、これら事業の利用または加入促進を図りたいと考えています。

以上で、市民生活課が所管する交通安全対策事業の説明を終わります。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、都市交通政策課所管事業についてお願いいたします。

□ **都市政策部都市交通政策課 課長 坂井 秋樹**

資料の13頁をご覧ください。

「交通需要マネジメント(TDM)による交通事故防止対策の推進」です。記載の(1)から(3)までの3つの事業の概要について、順次ご説明いたします。

(1)の「交通システム高度化事業」についてです。地域交通改善事業として、仮称「上所駅」、「江南駅」の設置に関する検討調査や、郊外の鉄道駅やバス停に設けられた駐車場に車を止め、そこから都心部まで、鉄道やバスを利用して目的地に移動する「パークアンドライド」に取り組んでまいります。

また、公共交通利用促進事業として、市内にお住いの65歳以上の方を対象に、「リ्यूとカード」を使用してバスに乗車した方の運賃を半額にする「シニア半わり」を引き続き実施します。

ほかには、今後概ね10年間の交通政策計画である、新たな「にいがた交通戦略プラン」は、平成29年度より見直し作業を行ってきており、今月末に策定・公表する予定です。

次に(2)の「生活交通確保維持・強化事業」についてです。まず、路線バスの運行費補助です。これは、主に郊外部を結ぶ路線の運行経費への補助を行うもので、現

在 28 路線が対象となっています。

次に、「区バスおよび住民バスの運行費補助」です。区バスについては、区役所をはじめとした、区内の主要な施設を網羅的に結び、運行するバスで、7 区 14 ルートで現在運行しています。住民バスについては、地域住民が主体となって運行するもので、10 地区 14 ルートで現在運行されており、いずれも市民の大切な足となっています。

ほかには、区内の生活交通に関する社会実験や生活交通のバリアフリー化に取り組んでいるところです。

(3)の「公共交通の利便性向上」については、県警察本部交通規制課様と連携しながら

取り組みを行っています。

以上です。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、土木総務課所管事業についてお願いいたします。

□ **土木部土木総務課 技師 横村 茉莉花**

資料 5 頁をご覧ください。

「1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備」です。

歩行空間の整備・改良として、特に、通学路における整備を推進していきます。

平成 26 年度に各区で策定した、「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校関係者や警察などの関係機関と連携をとりながら、通学児童の安全確保に努めていきます。

今年度は、合同点検で対策が必要と判断された箇所を対象に、グリーンベルトなどの交通安全対策を 39 箇所実施する予定です。

続きまして、「2 事故防止対策の推進」です。

こちらは、自転車利用環境の整備を推進していきます。

平成 21 年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、歩行者、自転車、自動車の適切な分離を図るため、自転車走行空間の整備を推進します。

自転車走行空間整備は、主に、自転車の車道左側通行を啓発するため、車道に青い矢羽根型の路面標示や自転車のマークを設置するものです。

今年度は、20km の整備を予定しています。

続きまして、資料 12 頁をご覧ください。

「2 総合的な駐車対策の推進」です。

こちらは、自転車の駐車対策を推進ということで、平成 21 年度に策定した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、放置自転車対策を推進していきます。

具体的には、駐輪の多い、JR 駅前の駐輪場及び周辺道路に放置された自転車の整理や撤去を、表に記載された内容で実施し、駐輪場利用の円滑化を図ります。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、道路計画課所管事業についてお願いいたします。

□ **土木部道路計画課 技師 山谷 啓晃**

お手元の資料9頁をご覧ください。

(1)「歩道整備・交差点改良・交通安全施設等の整備」のうち下段部分の新潟市が管理をしています補助国道・県道・市道についてご説明いたします。

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施するものです。

はじめに補助国道・県道でございます。

主な施設整備をご説明いたします。

歩道の整備として、秋葉区天ヶ沢から鎌倉地内、国道403号・小須戸田上バイパスの歩道整備1,190mを含めた全市で合計2,740mの整備を行います。

10頁をご覧ください。

次に市道でございます。

歩道の整備として、西区小針地内、小針線の歩道整備240mを含めた全市で2,644mの整備を行います。

次に28頁をご覧ください。

「4 踏切道の安全についての施策」です。

踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効率的かつ総合的な対策を講じる必要があります。

自動車交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切について、集中する自動車交通の分散策や歩行者・自転車の安全対策を検討していきます。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、公園水辺課所管事業についてお願いいたします。

□ **土木部公園水辺課 主幹 五十嵐 裕**

資料の15頁をご覧ください。

(3)「子どもの遊び場等の確保」ということで、道路遊戯等における交通事故を防止するため子どもの遊び場を確保するという観点から公園の整備を進めてまいります。今年度については、7箇所予定しております。

今後の整備状況によっては、変更もありえます。

引き続き子どもの遊び場の確保、安全確保ということで努めてまいります。

以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

続きまして、新潟市教育委員会学校支援課所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市教育委員会 学校支援課生徒指導班 副参事 植野 浩之**

17 頁をご覧ください。

民間企業からの提供を受けて、交通事故傷害保険が付いた「黄色いワッペン」を小学校に入学する新一年生全員に配付しています。令和2年3月に、関係者から新入学児童代表に黄色いワッペンを渡してもらう「黄色いワッペン贈呈式」を開催予定です。

教育委員会の事業は、以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

新潟市消防局所管事業についてお願いいたします。

□ **新潟市消防局 警防課 装備係長 寺崎 裕介**

お手元の資料は、25 頁をご覧ください。

消防局からは、「第 4 章 救助・救急活動の充実、救助・救急環境の整備拡充」について、ご説明をさせていただきます。

応急手当の知識普及・啓発活動が主な内容となっています。

消防局では、例年応急手当で知識の普及、及び啓発活動に取り組んでいます。

本年度においても、市民の安全確保を図るため、継続して事業所及び関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を開催し、応急手当の普及・啓発に努めています。

参考までに、昨年は応急手当で講習会を 677 回開催し、19,135 名が受講をされました。

また火災・救急救助の災害、事故に対して、24 時間体制で対応していますが、昨年の救急出動は 39,543 件（前年 1,320 件増）、うち交通事故による出動は 2,396 件（前年 104 件減）全体の 6.0%を占めました。

救助出動の件数は 169 件（前年 28 件減）で、そのうち交通事故は 81 件（前年 34 件減）で全体の 47.9%を占めています。

消防局からは、以上でございます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

最後に事務局より追加で説明があります。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

実施計画への記載はありませんが、説明をさせていただきます。

滋賀県大津市で保育園児が犠牲となる事故、それから東京都東池袋、福岡市などで高齢ドライバーが起こした事故などによって悲惨な状況が発生しております。こういった昨今の事故情勢を踏まえまして、今年 6 月 18 日に国の関係閣僚会議で「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定されまして、全国に通知されました。

この対策の一つといたしまして、内閣府文科省、厚労省連名で「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」というものが全国に通知されまして、緊急安全点検を実施することとなりました。簡単に申し上げますと、保育園、幼稚園等のお散歩コースにおいて危険箇所がないかを洗い出しまして、これらを施設独自で対応できるもの、対応・対策の予定があるもの、それ以外のものという風な分類をいたしまして、今時点で対策がとれない、予定がないというものについては今後、道路管理者様、地元警察署様と一緒に合同点検というものを行って、対策の検討実施を行っていくという流れのものがございます。

本市におきましては、市内の県等の所管する施設も含めまして、全体で対象施設 371 施設がございます。今現在危険箇所の洗い出しを行っておりまして、今月中にははたいの箇所数をピックアップして、その後の作業分類に進めていくという流れになっておりますので、簡単ながらご報告をさせていただきます。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

関係機関の所属の皆様大変ありがとうございました。

ただいま各機関から資料 5「令和元年度新潟市交通安全実施計画」の主な施策についてご説明いただきましたが、先にお配りしてありました資料 4 の「平成 30 年度 新潟市交通安全実施実績」の内容を含め、全体を通してご質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。

□ **西蒲地区交通安全協会 石川 和子 委員**

全国的にアクセルとブレーキの踏み間違いの事故がニュースになっていますが、新潟市としては、どのくらいの数の事故がありますか。

□ **新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 南雲 貴弘**

申し訳ありません。今正確な数値として何件ということで申し上げることはできないのですが、県内全体としてもそういった事故は現に発生しているということでございます。これはどの地域で多いとか少ないとかではなくて、高齢ドライバーになりますと一般的に加齢に伴って起こりやすくなっているということです。ご理解をお願いします。

□ **新潟市交通安全母の会連合会 会長 金子 和子**

昨日二日間、街頭指導をしてきまして、小学校の生徒を中心に見守ってきました。小学校の生徒は手を挙げてちゃんと渡ってくれますが、大人の方が斜め横断をしたりして、注意をすると大変嫌な顔をされたりします。それでもめげずに一生懸命に横断歩道はみなさんの手本となるようにちゃんと横断歩道を通って下さいと言いつつ続けておりますが、なかなか大人がそれを守ってくれないということで、やはり手本となる大人からちゃんとしてもらいたいと思います。それをどのようにしていったらいいかと思っています。

□ **新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 南雲 貴弘**

平素から交通安全活動に取り組んでいただきまして、感謝申し上げます。先ほど各年代ごと、年齢層ごとの交通安全教育という話をさせていただきましたが、交通安全教育というと、ついつい子どもさんとか高齢者とかがメインになりがちなんですけど、今おっしゃったとおり、本来見本となるのが大人ということですので、いわゆる成人に対しての交通安全教育というもの、たとえば一般企業や地域の講習会等を行いながら交通安全教育、子どもさんに正しい姿を見せられる指導を私どもも心がけております。

ただ、今おっしゃったように子どもさんの手本になるべき我々大人が正しい姿を見せられないという現状ですので、引き続き恥ずかしくない、子どもさんの手本となるような安全行動を普及できるように取り組んでまいりたいと思っております。

蛇足になりますが、信号機のない横断歩道での一時停止について、昨年日本自動車連盟（JAF）が調査した結果によりますと、新潟県では 13% 強ということで全国平均を上回ってはいるものの、隣の長野県は 50% 以上が止まるという実態があります。

長野県に聞いてみると、子どものころから横断歩道を渡ろうとすると、「大人の車はみんな止まってくれます」と答え、今度子どもさんがやがてドライバーになった時

に、自分が子どものときにドライバーが止まるのが当たり前だと思っていた。だから自分がいざ運転者になった時に、「横断する人がいれば止まります。」と答えるそうです。そこから見るに、我々が正しい行動をしなければならない、というように引き続き広報啓発を進めてまいりたいと考えております。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**

新潟県では、今年県警と検討し、各季の交通安全運動の重点として「横断歩道での歩行者優先」を掲げました。今までは横断歩行者の優先については、曖昧でしたので「横断歩道での歩行者優先」ということで明確に示しました。この背景については、今ほど南雲補佐から話があった通りで信号機のない横断歩道で止まらない車が多いので、運転者の基本として、横断歩道に歩行者がいれば止まりましょう、ということを知徹底するために明確にしたところです。

また、毎年3月にシートベルト・チャイルドシートの着用強調月間を実施していましたが、今までのシートベルトやチャイルドシートの取り組みの状況の成果と横断歩道での交通事故の現状を総合的に鑑みまして、次の3月には「横断歩道での歩行者優先」の取り組みをする予定です。これは新潟県交通安全対策連絡協議会でも発表しました。この取組の一番のターゲットは運転者ですが、この取組を通じて、歩行者も横断歩道を利用して渡りましょう、ということを知していきたいと考えています。

□ **新潟西交通安全協会 田村 成男 委員**

昨今も高齢者の運転で、ぶつかってもまだアクセルを踏み続けるというニュースが出ていましたので、新潟市におきましては高齢者の運転に対する急発進を抑える装置の購入の補助金制度を検討していただきたい。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

後付け踏み間違い防止装置の補助については、現状のところありませんが、ご意見として今後の施策検討に活用させていただきたいと思えます。

□ **新潟中交通安全協会 片桐 裕美 委員**

毎朝、万代の交差点で中学生と小学生の見守りで立っています。特に気になるのが、歩車分離の交差点で、斜め横断できる状況の場所で、斜めの横断歩道はありません。そこで高校生の自転車が渡るのを注意をせずに見守っています。自転車の高校生は歩行者と一緒に信号が変わるのを待っています。歩行者信号が変わると、高校生たちが自転車で斜めに行ったり、まっすぐに行ったりして走っています。

4月に立った時に左側通行の高校生の自転車が2台いたので、自転車というのは、車道の左側を走って車と同じ方向で同じように進むことが正しいから、あなたたちは今車が青になっているからあなたたちも一緒に渡る方がいいのよと話したのですが、周りの人達が誰もしないので、二人はどうしていいかわからず、そしてその私に言われた時だけはそのように走って行きましたが、その次からはそれができなくなっているようなので、私もあえてそれは言わないで見えています。

あと、青い矢羽型の自転車走行用の道路標示がついている場所ですが、朝のラッシュ時、車のスピードがかなり出ているので、とてもそこを通るのは危険と私も思います。立っててそう思うので誰もそこを高校生は通らないんですよ。それで結局歩道を通る。もたもたとしながら、歩行者と事故を起こさないように注意しながら歩道を走っていることはとてもわかるのですが、どうでしょうか。

それで一番最初に感じたのは、4月で新しい自転車に乗っている高校生たちがどうしたらいいかわからないような形で走行していたので、本当に高校生になって自転

車通学が始まる時に、何かこうやって走るんですよ、という動機づけと意識の改革をきちんと何かの形でもう少し統一されると皆さん同じ方法で通学できるのかなと勝手に思っておりました、よろしく願いいたします。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**

最初の高校生の斜め横断がどうかということですが、歩車分離の信号機は斜め横断はできません。自転車の右左折につきましては、一方に横断してから右左折する、二段階で行うのがルールになっています。斜め横断は本来してはいけません。また、横断歩道を自転車通ってはいけない、という規則はないのですが、歩行者の妨げはしてはいけません。ですから、自転車に乗って横断歩道を渡る場合は、歩行者がいて危ない状況では降りて行かなければいけません。

矢羽がある場所は、必ずしも「ここを通りなさい」というものではありません。ここは自転車が本来通る場所なんですよ、ということを知りやすく示してあるので、もちろん危険を感じれば歩道を走れます。ただ、歩行者に危険を及ぼさないでもらいたいと思います。

自転車のルールは、結構複雑な感じはしますが、要点は5つです。自転車安全利用五則として、「車道が原則、歩道は例外」、「車道は左側を通行」、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、「安全ルールを守る」、「子どもはヘルメットを着用」というのがありますが、最低でも「絶対に他の歩行者に迷惑をかけない」、「歩行者の安全を確保する」ように指導をしていただきたいと思います。

□ **新潟県警察本部交通部 交通企画課 課長補佐 南雲 貴弘**

4月以降の動機づけのお話がありましたので、答えさせていただきます。

例年、高等学校の方は新入学の季節に合わせて、4月以降から各警察署に対しまして、自転車の安全教室という形での依頼が入っております。多くの高校から各警察署にご依頼をいただいている状況でありまして、その際に、今剣物室長が申し上げましたような自転車安全利用五則ですとか、具体的な危険性ですとか、あるいは損害賠償の関係などの周知を図っているところでございます。

さらには、資料の18頁にございますが、スケアード・ストレイト教育技法というものがありまして、簡単に説明しますと、スタントマンを活用して実際に交通事故の疑似体験を学校のグラウンドや駐車場でを行います。プロのスタントマンが危険な自転車の走行をして交通事故の疑似体験を生徒に見てもらおうというような取組も行っております。

今年度は計6回行いまして、新潟市内ですと、豊栄高校、宮浦中学校、亀田中学校ですでに実施しております。こういった具体的な危険性を目の当たりにしてもらうことで、正しいルールを守らなければいけないという意識の高揚を図ってまいりたいと思いますし、先ほどの話の続きになりますが、大人が正しいルールを守らないと、お子様に伝わらないところがありますので、私どもを含めた大人が正しく利用するような広報啓発を進めてまいりたいと考えています。

□ **にいがた被害者支援センター 理事 中曽根 えり子**

4頁の高齢者運転免許証返納サポート事業として、65歳以上の方で免許返納をした方は、30年度はどのくらいおられるのか、ということと、市の支援、タクシー事業者の支援、りゅーとの割引を利用している方はどれくらいいるのか、ということと、これを長期的に利用していったとしても経済的には負担になると思うので、そうすると活動範囲も狭まってきて生活にも関わってくるので、今後支援の内容は見直されていく可能性はあるのでしょうか。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

まず、免許返納者数ですが、平成30年1月から12月までで3,028人の65歳以上の方が新潟市内で返納されました。それ以下の年齢の方は63人でした。また、昨年6月まで受け付けを行いました、免許返納サポートの交通券給付について利用されたのは、4月から6月までの3か月で1,383人でした。その前年は1年間で2,709人でした。現在も続けております、区バスの半額乗車や市内のハイヤー、タクシー運賃の1割引乗車は、運転経歴証明書をご提示いただくことで利用可能ですので、実際に利用された実績については、把握ができておりません。今後支援内容の充実については、現状として区バスの半額乗車は市の事業として行っておりますが、タクシー事業者の運賃1割引については、タクシー事業者のご協力、ご厚意によって続けていますので、このままです。この内容がいつまで続くのかということも言えない状況です。

□ **都市政策部都市交通政策課 課長 坂井 秋樹**

今ほどお話のありましたシニア半わりの制度ですが、免許返納者への支援ではなく、65歳以上の方がバスを利用される際にあらかじめシニア半わり用のカードを得ていただくと半額になる、というものです。カードの登録者数は約38,000人でその数の高齢者の方がご利用されているということになります。これは高齢者全体の16%となりますので、かなりの方にご利用いただいていると思っております。実績も年々伸びておりまして、もともとこの事業がおでかけを促進して、歩いていただき、健康になっていただくことを主な目的としていました。利用が伸びているということは、高齢者の方々にどんどんおでかけいただいているということでしょうから、効果、実績があると感じております。

□ **新潟北交通安全協会 佐野 洋子 委員**

23頁の地域社会における交通安全意識の高揚というところで、下から6段目のテレビ、ラジオ、新聞等の取材、協力による広報をするというようになっておりますけど、テレビのスポットに交通安全意識の高揚の一つとして、先ほど申されました、自転車の交差点における乗り方とかをテレビのスポットとかだと、高齢者や家にいる人とか皆さんに一番効果があるかと思って提案いたします。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

今ほどのご提案も予算の必要なことでもありますので、ご意見として伺わせていただきたいと思っております。

□ **新潟東交通安全協会 折笠 正寛 委員**

2、3点お聞きしたいのですが、まず、23、24頁と9頁、7頁の関係で、私、地域で県の交通安全基本計画に基づいて色々と地域の皆さんに説明しているのですが、それとちょっと絡み合わない部分があり、24頁の年間の行事で、先ほど23頁のところ、交通安全家庭の日として毎月10日ということを知って、これは分かったのですが、その他の7頁にあります、シートベルト・チャイルドシートの着用強調月間が毎年3月になっているはずなのですが、これは今回どうなっているのかということをお尋ねいたします。

それから、路側帯の関係のご説明がありました。5頁と9頁にあります、歩車道があるところで子どもは別に問題はないのですが、それ以外で歩道のないところの路側帯にカラー化で通学路を維持しているわけですが、通学路だけでなくそれ以外の道路にも路側帯はあるべきなのに、ないところもあるのではないかと、あるいは路側帯の白線が消えているところもあるのではないかと疑問に感じたのでお尋ねいたします。

それと以前こういうお話した時に、路側帯の白線は警察が道路標示する問題だと言われたことがあるのですが、それは違うんじゃないかと思いました。単純な道路の路側帯は道路管理者がやるべきで、規制する道路標示は警察、いわゆる公安委員会がやるべき問題であると思います。路側帯は、当然歩道がないわけですから歩道と歩行者のための利便性を図るという意味もありますから、整備されていない、消えかかっているところは整備すべきではないかと思いました。先ほどの説明は通学路中心でありましたが、そうではないと思います。

それともう1点は、この対策会議は、昨年も本日と同じ7月25日でした。この時期は、夏の交通事故防止運動のさなかです。関係する人は欠席すればいいのかもしれませんが、そういうわけにもいかないと思い出席しているのですが、夏の交通事故防止運動の前にでも実施されるのが一番理想的ではないかと思います。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**

最初のご質問のシートベルト・チャイルドシートの着用強調月間についてです。

先ほど少しお話しさせていただいたのですが、シートベルトとチャイルドシートの着用率につきましては、新潟県内においても年々上昇しているという状況です。当初、この月間が始まったきっかけというのが、平成15年の全国調査がありまして新潟県は当時、80%くらいでした。全国ワースト2位という結果だったことをきっかけにこの月間が始まりました。当初は2か月実施したり、3月と9月に実施したりしていましたが、徐々に今着用率が上がってきております。7頁にも書いてありますが、運転席は99.1%となり、ほとんど高止まりになってしまいました。だいたい県民の皆様にも着用が定着してきたと感じております。反面、歩行者の事故率は年々、徐々に上がってきております。死亡に至る率も徐々に上がってきております。こういった現状を比べまして、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底は浸透してきたので、これは引き続き各季の交通安全運動などを通じて重点として広報していきます。

3月の月間につきましては、リソース配分を変えてみるという意味合いで、徐々に上がりつつある歩行者事故の防止の方に資源を持って行こうという狙いです。ですので、新潟市の計画には、本来であれば毎年3月に月間を記載してもらっていたのですが、今回は県の方から新潟県交通安全対策連絡協議会の総会で諮ったうえで、3月には別の月間の実施を予定していますので、シートベルト・チャイルドシート着用強調月間は記載しないようにお願いしたところです。

□ **土木部土木総務課 技師 横村 茉莉花**

先ほどの路側帯の白線の件についてですが、路側帯につきましては道路管理者の方で整備、修繕を行っています。今回のこの計画の中では、通学路に関して重点として記載してありますが、通学路指定されていない箇所につきましても、地元住民の通報や日頃行っているパトロールの中で修繕が必要な箇所の修繕を行っています。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

来年度の会議の開催について、後ほどまたご説明させていただきますが、来年度は複数回会議を開催する必要も出てくると思われますので、開催のスケジュールにつきましては検討して、今ほどお話いただきました、夏の交通事故防止運動期間中は交通関係者の方々皆様ご多用とのことですので、その前の時期に総会を開催できるように考えていきたいと思っています。

□ **新潟中央交通安全協会 木戸 憲市 委員**

社会問題になっているブレーキとアクセルの間違いとか逆走とか免許の返納について、私も前期高齢を迎えていつ免許証の返納をしたらいいのかを考えています。

私はドライブが好きで遠出をしますが、事故を起こすのが怖くてなるべく控えるよ

うにしています。しかし、どうしても車で外出をしなければならない時もあり、返納を考えた時にあと6年くらいかなと思っているのですが、返納後のサポートがほしいなと思ってしまいます。そのあたりをもう少し考えてもらいたいと思います。一応免許返納を考えてはいますが、サポートとか安全な車の開発とかを考えてもらいたいと思っています。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

免許返納のサポートについてですが、昨年6月まで受け付けをしておりました、交通券給付につきましては、免許返納後の公共交通機関への移行をスムーズにするためにバスのICカードやタクシー券を1万円分給付するという、事業を進めさせていただきました。その後も一旦返納された方につきましては生活がずっと続いていくということもありまして、今本市では返納後の生活などに不安のある方につきましては、県警から高齢者の生活のサポートを考える地域包括支援センターに情報提供いただき、免許返納された方に個別にお困りごととかニーズの把握をさせていただいて、他の色んなサポートできるところに繋げていただくという取組を進めているところで、必要な支援を検討させていただきたいと思っております。

□ **江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員**

私は、江南区に住んでいるんですけども、結構高齢のご夫婦がいらっしゃるって、歩けないけど、自動車は運転できる、だから自分で自動車を運転するのが一番いいと、そういった方が結構いらっしゃるんですよ。私が住んでいるところだと、バス停まで私の足でも歩いて10分くらいかかります。区バスもありません。そんな状態なのでタクシーと言っても普段から通院とかされてる方は月に何回も行かれたりすると、今日は整形外科だの今日は内科だのなんか本当に生活ができなくなるようなそんな心配もあるような状態なので、寄り添った方法がないものかなあと常々考えているのが現状です。

それと個人的な質問なのですが、高速道路の側道とかが一方通行なんですけども、けっこう高校生の自転車の方が一方通行関係なく逆方向からすごいスピードで来ることがあるんですけどもそれは別に大丈夫なんでしょうか。自転車は一方通行って関係ないのでしょうか。

□ **新潟県警察本部交通部 交通規制課 土屋 比呂人**

一方通行を自転車が逆走してよろしいのかどうかということについてお答えします。これは標識を見ていただくとわかるのですが、一方通行の標識は青い板に白い矢印が描いてあると思いますが、これだけであれば自転車も一方通行の対象に含まれます。ただ、ほとんどの標識には「自動車・原付」という補助標識が一緒にくっついていていると思います。そうすると自転車は含まれません。

□ **江南地区交通安全協会 小戸田 由枝 委員**

横断歩道を渡っていて事故に遭った時と、横断歩道がないところを渡っていて事故に遭った時とその後の何かが違うからちゃんと横断歩道を渡りなさいよ、ということを言われたことがあるのですが、それは保険などの関係なんでしょうか。

□ **新潟県県民生活・環境部 県民生活課 交通安全対策室 室長 剣物 正明**

どなたかかの講演会だと思うのですが、笑い話の中で、横断歩道ではねられるのと、そうじゃないところではねられるのでは、保険金が違うから横断歩道を歩きなさいよ、というのがあったという記憶があります。ただ、それで本当に保険金がどうなるかというのは分かりません。

□ **新潟西交通安全協会 田村 成男 委員**

交通安全子供自転車大会というのが行われていると思いますが、新潟市の小学校の中で参加する学校がいません。行政の方で各学校の方に参加を促すとか、自転車安全教育に携わるような形で大会に出場するように促してもらいたいです。

□ **市民生活課 安心・安全推進室長 佐藤 功**

今ほどの大会についてですが、現状ではこちらの方から参加促進が不十分ということですので、県の大会の関係者に確認をとり、参加の促進が可能であれば教育委員会とも相談して検討させていただきたいと思います。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

それでは、今日頂きました皆様方からの貴重なご意見を、交通安全事業を推進する際の参考とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、報告、意見交換を終了いたします。

それでは、事務局より報告事項があります。

□ **市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功**

現在、この実施計画は「第10次新潟市交通安全計画」に基づきまして、毎年度策定しているものです。この第10次の計画期間が来年度までということになっておりまして、来年度中に第11次計画の策定を行わなければなりません。来年度そのためにこの会議も複数回開催する必要があると考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。本市の第11次計画につきましても、国、県との整合を図っていく必要もありますので、その策定スケジュールの動向も情報収集しながら、来年度のスケジュールが決まり次第改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

□ **市民生活部 部長 上所 美樹子**

それでは、これまでの会議全体でなにかご質問はありますか。

特になければ、以上で交通安全対策会議を終了いたします。

本日はスムーズな進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

市内の交通事故件数は、平成30年度までずっと13年連続で減少しております。

しかし、今年に入りまして、5名の方の尊い命が失われております。その5名はいずれも65歳以上の高齢者ということになっております。本市では、次の死亡事故を1件でも起こさせないという意識のもと、今後も各種施策、活動を実施してまいりますので、今後とも皆様それぞれの立場でのご支援、ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

□ **市民生活課 安心・安全推進室 室長 佐藤 功**

大変有意義な会議をありがとうございました。

以上をもちまして、「令和元年度新潟市交通安全対策会議」を閉会いたします。

4 閉会

報 道	新潟日報社
傍 聴 者	なし